

23 食産第 1525 号
平成 23 年 11 月 10 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

韓国向けに輸出される食品等に関する輸入規制の変更について

東日本大震災にともない、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品等に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められるようになっていきます。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号）及び「韓国向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 29 日付 23 国際第 130 号）等により、韓国の輸入規制措置の概要をお知らせしております。

このことについて、韓国政府は、我が国の出荷制限措置の変更を受けて、11 月 7 日付けで輸入規制措置を下記のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更された点

輸入停止措置の対象となる品目に「栃木県産のきのこ類」を追加。

2. 輸入停止措置の対象（新旧対照表）

（変更前）

対象県	品目
福島県	ほうれんそう、かきな等、梅、原乳、きのこ類、たけのこ、青わらび、こうなご、やまめ、飼料、ゆず、栗
群馬県、 栃木県	ほうれんそう、かきな、茶、飼料
茨城県	ほうれんそう、かきな等、茶、原乳、飼料
千葉県	ほうれんそう※、かきな等※、茶、きのこ類 ※ほうれんそう、かきな等は旭市、香取市、多古町のみが対象。
神奈川県	茶

（変更後）

対象県	品目
福島県	ほうれんそう、かきな等、梅、原乳、きのこ類、たけのこ、青わらび、こうなご、やまめ、飼料、ゆず、栗
群馬県	ほうれんそう、かきな、茶、飼料
栃木県	ほうれんそう、かきな、茶、飼料、 <u>きのこ類</u>
茨城県	ほうれんそう、かきな等、茶、原乳、飼料、きのこ類
千葉県	ほうれんそう※、かきな等※、茶、きのこ類 ※ほうれんそう、かきな等は旭市、香取市、多古町のみが対象。
神奈川県	茶

3. 韓国政府が要求する輸出証明書の概要

	対 象	証明すべき内容
1	3月11日より前に収穫、加工された全ての食品	収穫、加工の時期
2	13都県（福島、群馬、茨城、栃木、千葉、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、東京及び静岡）で収穫、加工された全ての食品（輸入停止措置の対象を除く。）	韓国の放射性物質基準に適合すること
3	13都県以外で収穫、加工した全ての食品	収穫、加工をした道府県

（参考）韓国の放射性物質基準

放射性物質核種	対象食品	基準 (Bq/Kg, l)
ヨウ素 (131I)	乳幼児食品	100
	乳及び乳加工品	100
	その他食品	300
セシウム (134Cs+137Cs)	全ての食品	370